

岸和田市人権施策推進プラン 令和7年度重点施策について

= 重点施策 =

対象施策

「人権全般に関わる施策」（プラン P. 25-26）より毎年3項目程度設定

決定方法

【重点目標の決定方法】

岸和田市人権施策推進本部 幹事会にて決定する。

事務局案

施策 No. 1 【推進施策】人権問題を理解し、業務に反映するための市職員・教職員への研修（プラン P. 25）

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】市職員・教職員への人権研修の充実

【課 題】一人ひとりが、各人権課題について自分ごととして意識し、他者の権利を侵害しないために、正しく行動するためには必要不可欠であるため。

施策 No. 10 【推進施策】各種調査における実態把握（プラン P. 25）

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】人権課題に関する実態の把握と対応

【課 題】市民意識調査等各種調査を行い、その結果を地域課題解決に向けた施策につなげる。

施策 No. 25 【推進施策】様々な立場の人の社会参加に向けた取組（プラン P. 26）

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】様々な立場の人の社会参加をめざしたサービスの提供

【課 題】個性や能力を十分に発揮しながら、自分らしく暮らしていくことができる共生社会実現のため、社会参加の一助となる取り組みを進める必要がある。